平成30年度包括外部監査の結果報告書の概要

(注)以下は極めて簡単な要約です。内容理解については「結果報告書」をご一読することをお願い致します。

I. 外部監査の概要

第1. 選定した特定の事件

連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について

第2. 外部監査対象期間

平成 29 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 30 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

第3. 特定の事件を選定した理由

地方公共団体の会計では、平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「統一的な基準」という。)が公表され、宮城県でも平成28年度決算より適用を開始している。

「統一的な基準」により作成された平成28年度における宮城県の連結財務書類における総資産は2兆9,467億円である。また、各連結対象団体の総資産は独立行政法人509億円、地方三公社856億円、第三セクター等2,774億円であり、当該連結対象団体の事業活動の結果を適切に連結計算書類に反映することは県民にとっても重要であると考えられる。また、連結財務書類は、各連結対象団体等が個々に実施している決算の状況に大きな影響を受けるため、適正な連結財務書類が作成されるためには、各連結対象団体の財務書類が適切に作成されなければならない。

他方、昨今の一般企業においては、子会社での不祥事等が多発している状況である。具体的には、平成 29 年の不適切な会計処理開示会社 53 社中、発生当事者が「子会社・関連会社」のケースが 23 社、つまり約 4 割を占めるとともに、平成 29 年後半の上場会社における品質偽装等の一連の不祥事は子会社によるものである。

当該状況を鑑みると、連結財務書類は県の財政状況の判断に直結する事項であるとともに、不祥事を未然に防ぎ、連結財務書類を適切に作成する財務事務の執行及び管理の状況については県民の重要な関心毎であると考えられる。

このような観点から、連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況が適切であるかどうかについて監査する必要性を認識したため、当該事件を監査対象として選定した。

第4. 外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 島川 行正

(2) 補助者

公認会計士石倉 毅典公認会計士伊藤 洸矢公認会計士大木 彩乃公認会計士梶崎 兼行公認会計士猿木 貴史公認会計士西野 健太

Ⅱ.監査結果・意見

第1. 宮城県道路公社

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(現金・預金管理体制について)	意見	P.15
出納担当者(「出納員」及び「資金前渡職員」)が長期にわたり		
同一にならないよう、定期的な配置転換制度の導入等を検討する		
ことが望ましい。		
(工事着手状況の確認手続について)	結果	P.16
工事請負契約に係る前払金支払の適正性を確保するため、関		
連書類の整備の徹底及び、必要に応じた現場視察の実施等、より		
実行力のある工事着手状況の確認を実施することが必要である。		

第2. 宮城県住宅供給公社

監査結果·意見要約	区分	参照
		ページ
(現金・預金管理体制について)	意見	P.24
出納担当者と会計記録担当者を分離し、出納の事実を確認で		
きる証憑に基づいて、出納担当者以外の者が記録・検証する体制		
を構築することが望ましい。		
(固定資産の取得について)	意見	P.24
固定資産の納品日又は納品固定資産の検査完了日をもって固		
定資産取得の仕訳を計上(及び未払金の計上)し、「財産目録」と		
会計システム上の取得日付の不整合を解消することが望まれる。		
(入札談合の防止について)	意見	P.25
公正取引委員会が公表するような入札談合があると推測できる		
ケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の		
妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。		

第3. 仙台臨海鉄道株式会社

監査結果•意見要約	区分	参照ページ
(現金・預金管理体制について)	意見	P.33
一般に、法人における内部管理体制は法人規模に応じて実施		
されていることから、人員の増員が難しい場合には、実効性のある		
定期的な配置転換制度の導入を視野に入れる等、出納担当者		
(「出納責任者」、「出納担当者」及び「小口現金出納責任者」)が		
長期にわたり同一にならないよう、配慮をすることが望ましい。		
(契約締結の方法について)	結果	P.33
随意契約の締結や見積書を徴しないこととした場合には、その		
内容及び妥当性を検討し、明確に記録することが必要である。		
(固定資産の取得について①)	結果	P.36
適正な固定資産の取得に関するルールを明文化するとともに、		
当該ルールに従い会計処理を実施する必要がある。		
(固定資産の取得について②)	結果	P.37
本法人の固定資産の取得に係る「工事受領書」等は、固定資産		
の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることか		
ら、その会計処理は当該証憑に基づき行う必要がある。		
(固定資産の現物と記録の定期的な照合について)	結果	P.37
「経理規程」にしたがい、過年度取得分の固定資産についても		
毎年度末に現物と記録の照合を実施すべきである。その際、すべ		
ての固定資産の照合が困難であるのならば、主要かつ重要な資		
産を定義し、当該資産については毎年度末調査、照合し、それ以		
外の資産についてはローテーションで毎年度一部分のみ(ただし、		
一定の年数ですべての資産が必ず一度は照合されるように選定		
する)調査、照合することが考えられる。		
(固定資産台帳の作成について)	意見	P.38
本法人の事業特性上、固定資産は質・量ともに重要であること		
から、スプレッドシートで固定資産台帳を作成する場合、スプレッド		
シート特有のリスクに対応する措置を講ずるか、もしくは固定資産		
台帳作成システムを導入する等の一定の信頼性を確保したうえで		
の固定資産台帳を作成することが望ましい。		

(仙台臨海通運株式会社(子会社)について)	結果	P.39
仙台臨海鉄道株式会社の100%子会社である仙台臨海通運株		
式会社は、「統一的な基準」において連結対象団体に該当すると		
考えられるが、県は連結対象団体としていない。		
県は当該子会社を連結対象団体としないことの妥当性、及び他		
の連結対象団体についてこのような事例が存在しないかについて		
検討を実施する必要がある。		

第4. 公益財団法人宮城県環境事業公社

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(固定資産取得の決裁手続について)	結果	P.48
固定資産取得に係る決裁は、内部規程に定められた代決の要		
素を満たさない限り、通常定められた権限者が実施すべきである。		
(固定資産の取得について)	結果	P.49
本法人の固定資産取得に係る「検査結果通知書」、「工事目的		
物引渡書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的		
に証する証憑であることから、その会計処理は当該証憑に基づき		
行う必要がある。		

第5. 公益財団法人宮城県文化振興財団

監査結果·意見要約	区分	参照
		ページ
(固定資産の計上要否について)	結果	P.57
本法人における資本的支出に関する問題は、指定管理者制度		
や連結財務書類にもまつわる問題であるため、本法人は県との協		
議等が必要ならば、当該協議を実施し、資本的支出を資産計上し		
ないことの理由について再検討を実施する必要がある。さらに、県		
はこのような各連結対象団体の決算書類において資産として計上		
されていないものの、連結財務書類において計上すべき固定資		
産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについて、再度検		
討を実施する必要がある		

第6. 公益財団法人慶長遣欧使節船協会

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(支払手続の証憑について)	結果	P.63
支払の正当性を証明する証憑となる請求書の発行日付を記載		
するよう求めるべきである。		
(固定資産の計上要否について)	結果	P.64
宮城県はこのような各連結対象団体の決算書類において資産		
として計上されていないものの、連結財務書類において計上すべ		
き固定資産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについ		
て、再度検討を実施する必要がある。加えて、当該資産のように連		
結対象団体及び県がともに自己の資産として認識していないもの		
について、紛失や二重購入等を防止するため、いずれかの主体		
において台帳等を作成し管理する必要がある。		

第7. 一般社団法人東北地域医療支援機構

監査結果·意見要約	区分	参照
		ページ
(預金口座管理について)	意見	P.72
各積立資産に係る預金の無秩序な流用の防止・発見のため、		
積立資産毎に預金口座を作成し、個別管理することが望まれる。		
(内部規程の整備について)	結果	P.72
決裁規程や経理規程等の不足している内部規程について、本		
法人に適した規程を作成する必要がある。		
(経理処理体制について)	意見	P.73
現時点においては、日々の取引数が少なく、当該リスクは相対		
的に低いとも考えられる。しかし、今後、助成対象の学生が増える		
ことなどにより、取引数量が増加した場合は、専用の会計ソフトウェ		
アの導入や経理体制の再構築を検討することが望まれる。		

第8. 株式会社テクノプラザみやぎ

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(現金・預金管理体制について)	意見	P.84
日々の収支とその根拠証憑の突合、帳簿残高と現金手元在		
高、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・		
預金管理体制を構築することが望ましい。		
(法人事業税について)	意見	P.84
事業内容に対する資本金額の規模(経営実態に対する法人事		
業税資本割の負担度合)について、経営の合理性や出資者間の		
公平性の観点などから、県民・民間出資者の理解を得られるもの		
であったか、今後の他の第三セクターへの出資や運営判断に対し		
て検討することが望まれる。		

第9. 宮城県信用保証協会

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(契約締結の方法について)	意見	P.94
「資産・備品管理要領」にしたがい、該当する資産・備品取得に		
ついては指名競争入札によることが望ましい。また、本法人におい		
て運用上、随意契約による契約締結が主であり、実質的に指名競		
争入札による契約締結が著しく合理性に欠く等の状況であるのな		
らば、公正な取引を害することのないように配慮したうえで、当該		
運用実態に合わせた形に規程を見直すことも考えられる。		

第10. 株式会社仙台港貿易促進センター

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(現金・預金管理体制について)	意見	P.100
日々の収支とその根拠証憑の突合、帳簿残高と現金手元在		
高、通帳等の定期的な照合等、現状で可能な限りの適正な現金・		
預金管理体制を構築することが望ましい。		
(契約締結の方法について)	結果	P.100
随意契約を締結する場合には、その内容及び妥当性を検討		
し、明確に記録することが必要である。		

(固定資産の現物と記録の定期的な照合について)	結果	P.102
「経理規程」第46条にしたがって毎会計年度1回以上、帳簿と現		
物を照合し、実在性を確認しなければならない。また、実際に帳簿		
と現物を照合しているのであれば、当該実施結果を証憑として保		
管する必要がある。		
さらに、有形固定資産として貸借対照表に計上されていない物		
品についても同様に取扱うべきである。		
(法人事業税について)	意見	P.103
事業内容に対する資本金額の規模(経営実態に対する法人事		
業税資本割の負担度合)について、経営の合理性、出資者間の		
公平性の観点から県民・民間出資者の理解を得られるか検討する		
ことが望まれる。		

第11. 宮城県漁業信用基金協会

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(固定資産の現物と記録の定期的な照合について)	意見	P.110
最低限毎会計年度1回以上、固定資産の現物と記録の定期的		
な照合を行う旨を内部規程に定め実施することが望ましい。		

第12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(固定資産の取得について①)	結果	P.121
本法人の固定資産取得に係る「完成検査復命書」は、固定資産		
の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることか		
ら、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の納		
品・検査終了日に基づき行う必要がある。		
(固定資産の取得について②)	結果	P.121
本法人の固定資産(繁殖牛)取得に係る「精算書」は、固定資産		
の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることか		
ら、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の日付		
に基づき行う必要がある。		

(入札談合の防止について)	意見	P.122
内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースにつ		
いては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、		
事後的に検証手続を実施することが望ましい。		

第13. 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(経営改善の取組について)	意見	P.129
事業目的を維持しつつより抜本的な経営改善のためには、社		
会保険等の助成金の削減のみならず、全社的な範囲で費用の見		
直しを検討することが望ましい。		

第14. 一般社団法人宮城県林業公社

監査結果•意見要約	区分	参照
		ページ
(入札談合の防止について)	意見	P.140
公正取引委員会が公表するような入札談合があると推測できる		
ケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の		
妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。		

第15. 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

監査結果·意見要約	区分	参照ページ
(契約締結の方法について)	意見	P.146
地方公共団体の出資を受けている責任として、地方自治法234		
条第1項を意識した契約の締結方法を定めた内部規程等を定める		
ことが望ましい。		

以上